

<参考資料>

第2回三田市子ども審議会資料

三田市こども計画

(骨子案1章～3章)

令和 年 月

三 田 市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 国における近年の動向.....	1
3. 計画策定の位置づけ.....	3
第2章 三田市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1. 三田市の人口.....	6
2. 三田市の子どものいる世帯.....	10
3. 三田市における女性の就労.....	13
4. 幼稚園・認定こども園・保育所の状況.....	16
5. 小学校・中学校の状況.....	18
6. 各種支援・相談の状況.....	20
7. アンケート調査結果でみる子ども・若者・子育て世帯の状況.....	21
8. 三田市を取り巻く現状を踏まえた策定の視点.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1. めざす将来像（基本理念）（案）.....	32
2. 基本目標（案）.....	32
3. 施策体系（案）.....	
第4章 施策の展開.....	
第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画.....	
第6章 計画の推進に向けて.....	

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。この法律では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関する政策を総合的に推進することとしており、子どもに関する施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子どもの意見の反映などについて定められています。

こども大綱（以下、「大綱」という。）では、これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、子どもの施策に関する基本的な方針や重要事項等が定められています。都道府県は、この大綱を勘案して「都道府県こども計画」を定め、また市町村は、大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

一方、わが国が抱える少子化の問題はますます深刻化しており、令和4年の人口動態統計（確定数）の概況では、合計特殊出生率が過去最低の1.26となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査では、一生結婚するつもりのない人の割合が上昇傾向にあります。こうした少子化の背景には、結婚意識の変化のほか、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担の女性への偏り、健康上の理由など様々な要因が指摘されています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える家庭や若い世代が増加していると考えられ、安心して子どもを育てることができる環境づくりが求められています。

本市では、令和2年3月に「第2期三田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、待機児童への対応をはじめとする様々なこども施策の取り組みを推進してきました。

第2期計画が令和7年3月末をもって終了することから、第3期計画の位置付けに加え、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする、こども基本法に基づく「三田市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 国における近年の動向

（1）こども基本法の成立、こども大綱及びこどもまんなか実行計画の策定

子ども施策を総合的に推進するため、令和4年6月に「こども基本法」が成立しました。この法律は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもの権利保障や子どもの意見反映等について定められています。

また、令和5年12月には、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、この社会を、全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会としています。

さらに、令和6年5月には、こども大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的な取り組みを一元的に示した「こどもまんなか実行計画2024」が策定されました。

(2) こども家庭庁の創設

こども基本法と同時に「こども家庭庁設置法」が成立しました。この法律により、子どもと子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上や、子どもの権利利益の擁護等に関する事務を行う「こども家庭庁」が令和5年4月に設置されました。

(3) 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）の決定

国のこども家庭審議会では、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって特に重要な時期である子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」の取り組みを示した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」をとりまとめ、令和5年12月に閣議決定されました。

(4) 子ども・若者支援

平成22年4月、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、法第26条に基づき、内閣府に子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部において、法第8条に基づく「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

また、平成22、27年度及び令和3年度の3次にわたり、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、子ども・若者を取り巻く様々な問題に対応するため、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すこととされました。

(5) 児童虐待防止

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。この改正により、市町村において「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることになりました。

3. 計画策定の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども施策を総合的に推進することを目的に、「こども基本法第9条」に基づく「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項に規定する市町村こども計画として位置づけます。

また、「子ども・子育て支援法第2条」の基本理念を踏まえ、同法「第61条」で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（第3期子ども・子育て支援事業計画・法定計画）と一体的に策定しています。

さらに、本計画には、次の子ども・若者に関する計画も包含する総合的な計画とします。

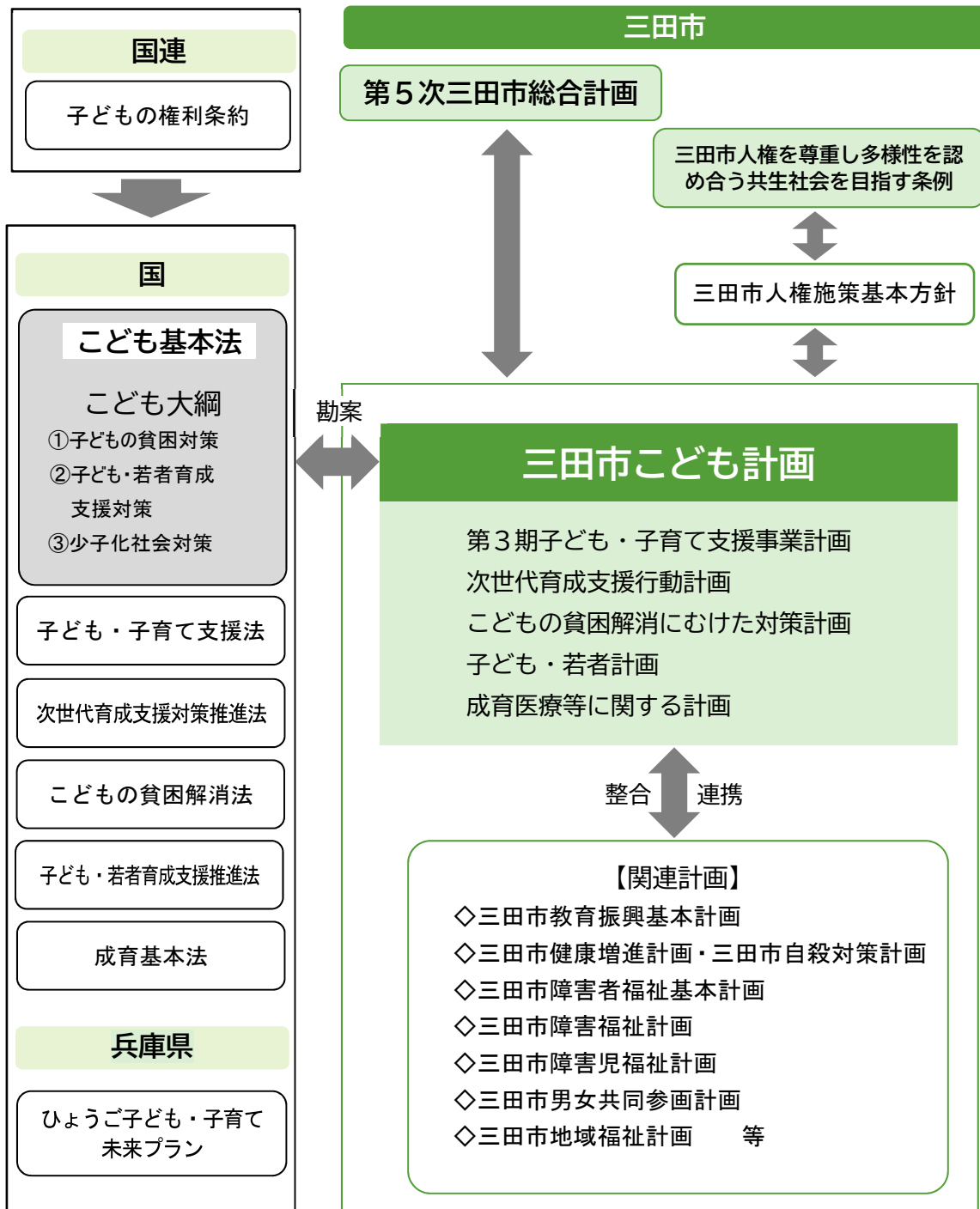
- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策推進法第9条に基づく市町村計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条に定める成育医療等基本方針に基づく市町村計画

(2) 関連計画との連携・整合

本計画は、「三田まちづくり憲章」の理念に基づく、「第5次三田市総合計画」を上位計画とし、「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例（三田市人権共生条例）」に基づく「三田市人権施策基本方針」を踏まえた子ども・若者に関する個別計画です。また、「三田市教育振興基本計画」

「三田市健康増進計画・三田市自殺対策計画」「三田市障害者福祉基本計画」「三田市障害福祉計画」「三田市障害児福祉計画」「三田市男女共同参画計画」「三田市地域福祉計画」等の分野別計画の施策とも連携・整合を図り、分野横断的に子ども・若者及び子育て家庭への支援を充実させていくものとしています。

【本計画と関連計画との関係】



(3) 計画の対象

対象は妊娠期から、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね 39 歳までを主な対象とします。

	0 歳	6 歳	12 歳	18 歳	39 歳
妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期	青年期以降

※概ねの年齢区分

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としますが、第3期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについては、子ども子育て支援法に基づく基本指針に定める計画期間である令和10年度から令和11年度までの2年間とします。

(5) 計画策定の体制

①子ども審議会における審議

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、市民、学識経験者、子ども・子育てに関する機関・団体等で構成する「三田市子ども審議会」に諮問を行い、計画内容の審議を行います。

②アンケート調査やワークショップ等を通じた市民ニーズの把握

こども基本法第11条に基づく、子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるため、本計画の策定に先立ち、就学前児童保護者・小学生保護者を対象としたニーズ調査と、中学生・高校生及び18歳から39歳までの若者世代を対象とした意識調査を実施し、計画策定のための基礎資料としています。

また、アンケート調査を補完する事業として、様々な世代・立場の方の声を聴くため、ワークショップやインターネットを介したオンライン意見箱による意見募集を実施し、計画策定のための基礎資料としています。

③関係機関・団体調査の実施

子育て支援者の視点から、子育て支援に関わる団体・個人等を対象に、子育て支援の現状や課題等を把握するためのアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

④パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を聴取するため、計画案に対するパブリックコメントを実施します。

第2章 三田市の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 三田市の人口

①年齢5区分別人口の推移（各年3月末時点）と将来の見通し

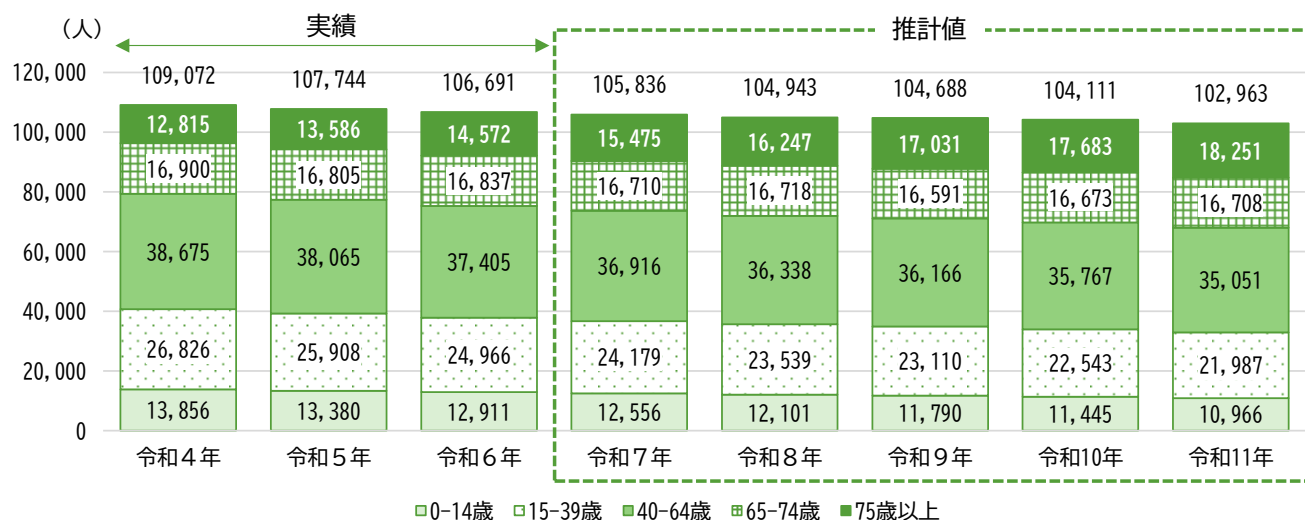
本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年時点では106,691人となっています。

年齢別の内訳をみると、64歳以下は減少が続いている一方で、65歳以上は増加が続いています。

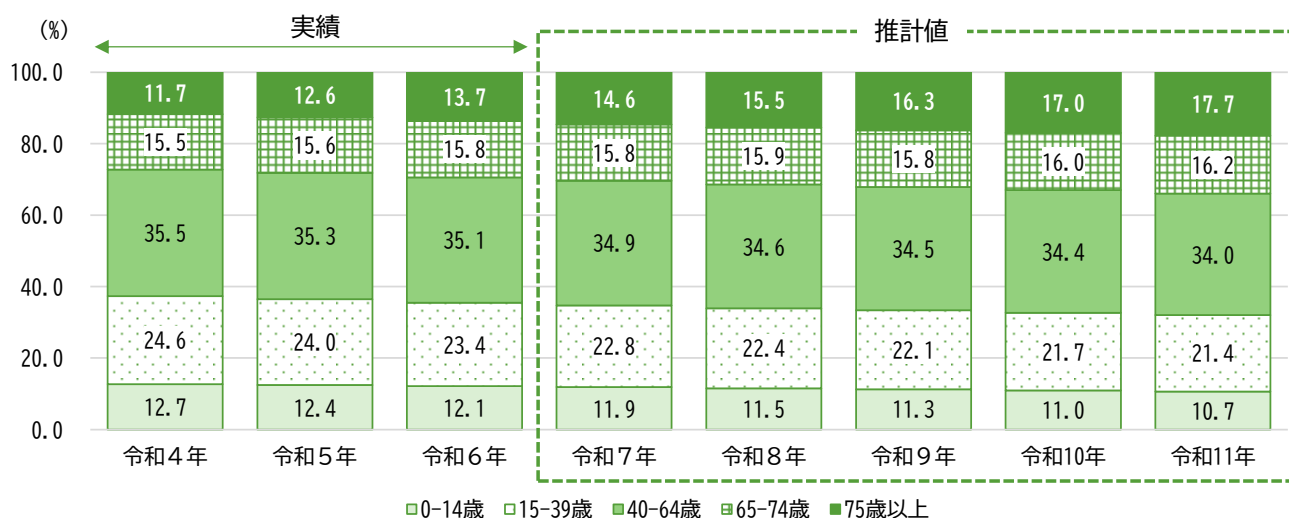
総人口に対する各年代の割合をみると、65歳以上の割合は上昇傾向にあり、令和6年は29.5%となっています。一方、39歳以下の人口割合は4割を切り、令和6年時点で0～14歳が12.1%、15～39歳が23.4%と少子高齢化が進んでいることが分かります。

人口減少対策を行わない前提のもと算出した将来人口の見通しは、39歳までの子ども・若者人口は引き続き減少し、65歳以上人口は増加傾向にあります。

【年齢5区分別人口の推移と将来の見通し】



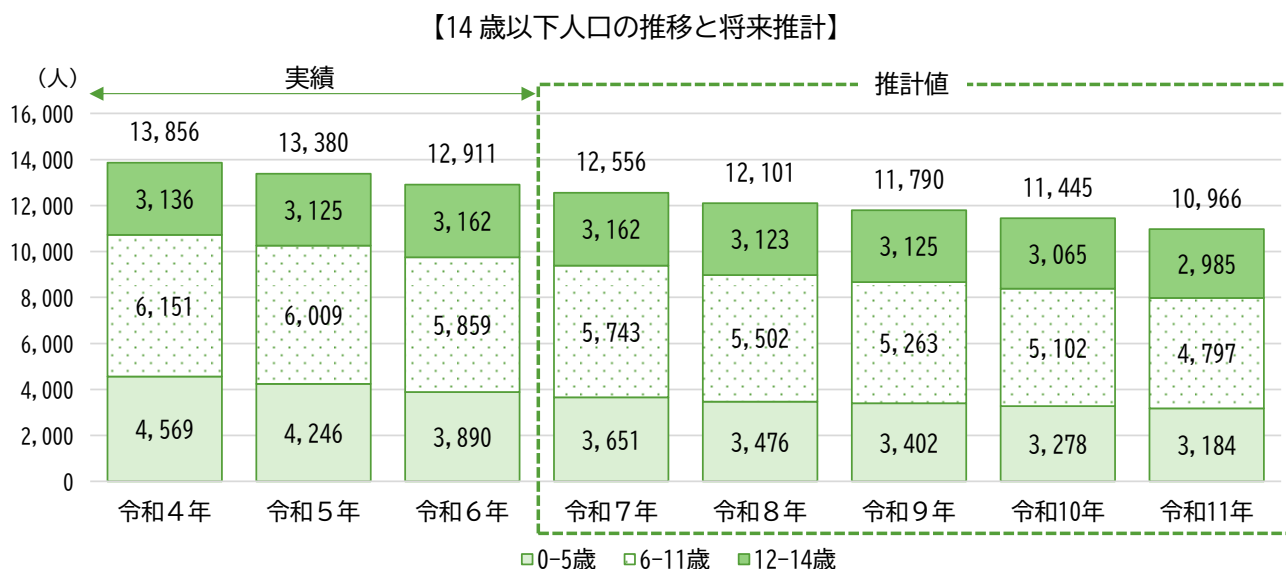
【年齢5区分別人口割合の推移と将来の見通し】



資料：令和6年まで：住民基本台帳（各年3月末）
令和7年以降：コーホート変化率法に基づき推計

②14歳以下人口の推移（各年3月末時点）と将来の見通し

本市の14歳以下人口についても減少傾向が続いており、令和6年には12,911人となっています。年齢別の内訳をみると、特に0歳から5歳での減少幅が大きく、令和6年は4千人を切っています。今後の見通しは、14歳以下人口の減少は続き、令和11年には1万人台となる見込みです。



資料：令和6年まで：住民基本台帳（各年3月末）
令和7年以降：コーホート変化率法に基づき推計

③合計特殊出生率¹の推移

本市の合計特殊出生率は平成17年度以降、全国・兵庫県を下回って推移しており、令和2年度には1.13となっています。阪神北圏域の他市と比較しても、平成17年度以降、本市が最も低い合計特殊出生率となっています。

【合計特殊出生率の推移】

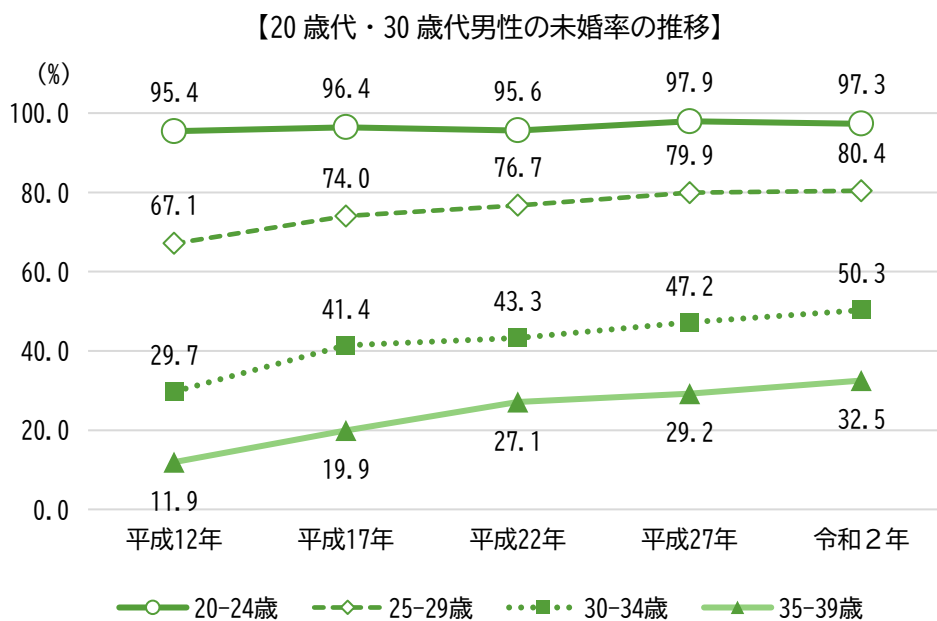
	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
三田市	1.38	1.08	1.24	1.27	1.13
兵庫県	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
全国	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33
伊丹市	1.50	1.39	1.63	1.57	1.56
宝塚市	1.34	1.17	1.34	1.44	1.37
川西市	1.20	1.12	1.30	1.36	1.29

資料：兵庫県保健統計年報

¹ 合計特殊出生率：ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値。15から49歳までの女性の出生率を合計したもの。

④20 歳代・30 歳代の未婚率の推移

本市の20歳代・30歳代の未婚率については男女ともに上昇傾向にあり、特に30歳代の男性、25歳から39歳の女性ではともに平成12年から令和2年で約20ポイント上昇しています。令和2年時点での比較をみると、男女ともに概ね全国・兵庫県や阪神北圏域の他市より高い未婚率となっており、特に女性の25歳から29歳で全国より11.5ポイント高くなっています。



資料：国勢調査

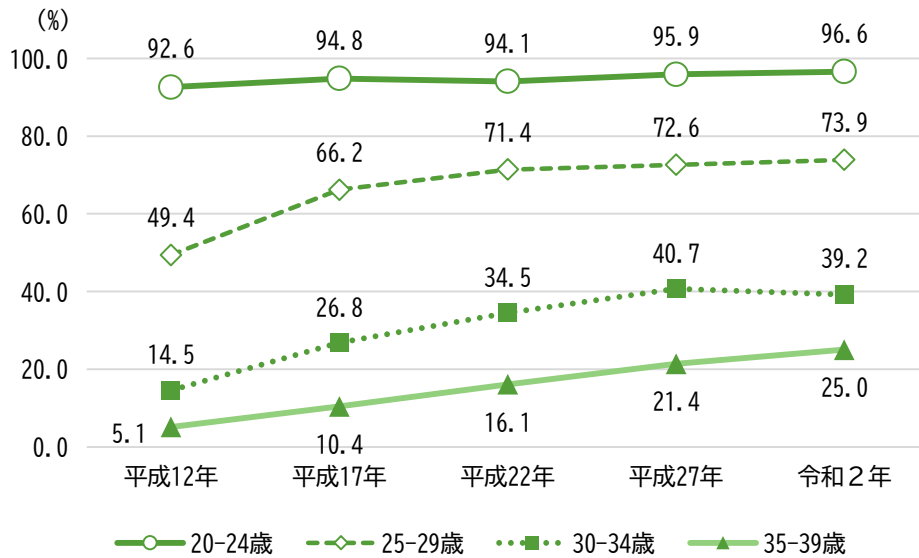
【令和2年の20歳代・30歳代男性の未婚率】

(%)

令和2年	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
三田市	97.3	80.4	50.3	32.5
兵庫県	95.1	71.3	44.5	32.3
全国	95.2	72.9	47.4	34.5
伊丹市	95.5	69.0	39.9	28.6
宝塚市	96.6	71.0	38.8	26.0
川西市	97.1	72.9	43.3	30.4

資料：国勢調査

【20歳代・30歳代女性の未婚率の推移】



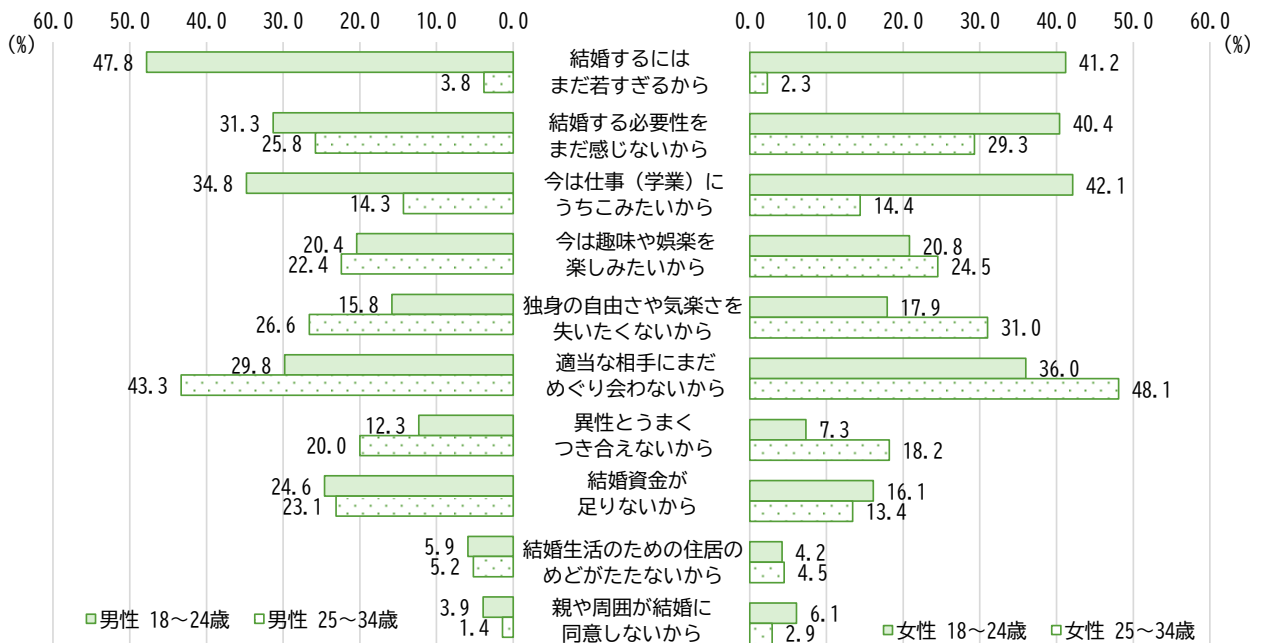
資料：国勢調査

【令和2年の20歳代・30歳代女性の未婚率】 (%)

	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
令和2年				
三田市	96.6	73.9	39.2	25.0
兵庫県	93.0	62.7	34.7	23.8
全国	92.3	62.4	35.2	23.6
伊丹市	92.5	58.3	29.0	21.4
宝塚市	95.4	68.2	34.1	22.5
川西市	95.8	68.7	34.8	23.8

資料：国勢調査

【参考：独身でいる理由】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

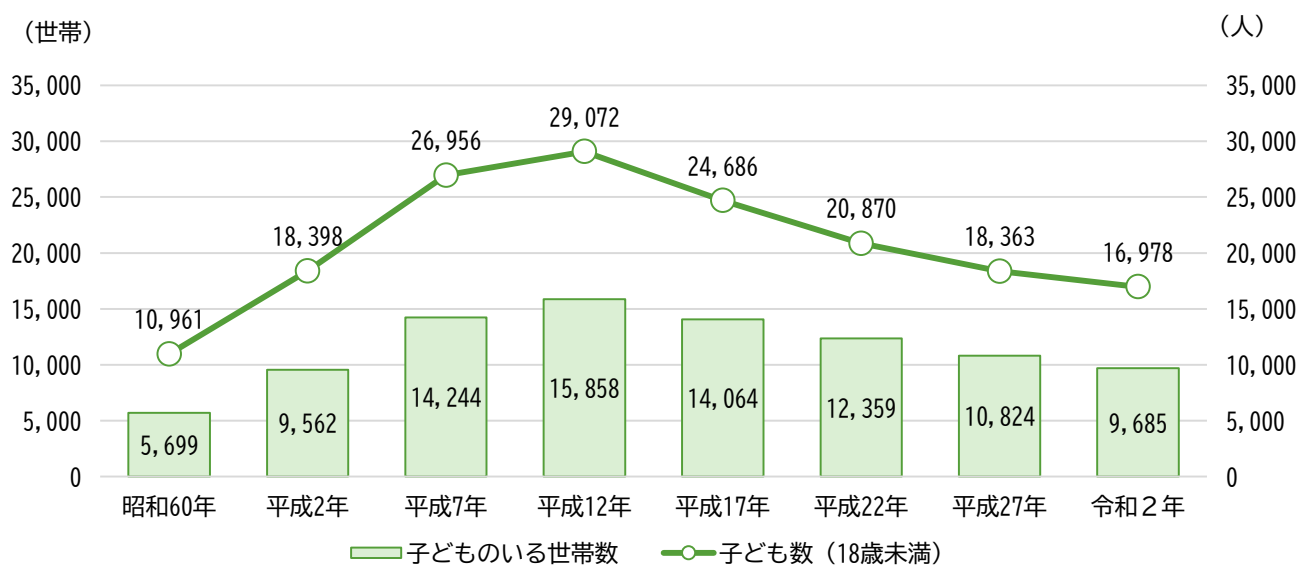
2. 三田市の子どものいる世帯

①18歳未満の子どものいる世帯・家族形態

18歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子ども数については平成12年をピークとして以降減少が続いており、令和2年で18歳未満の子どものいる世帯数は9,685世帯、18歳未満の子ども数は16,978人となっています。

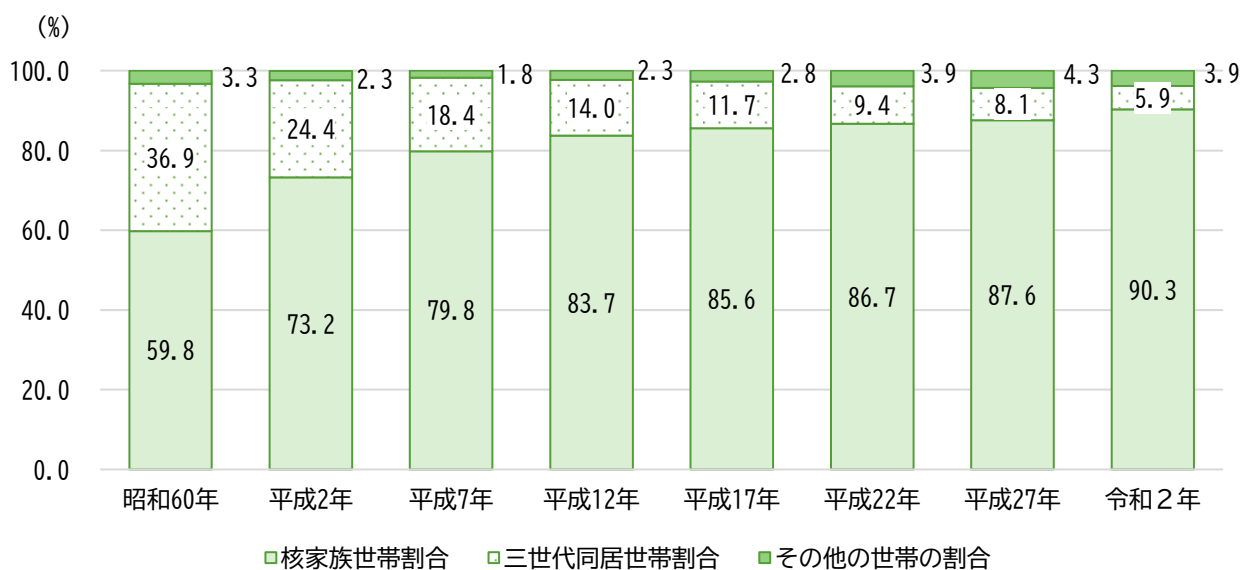
18歳未満の子どものいる世帯の家族形態の内訳をみると、親とその子どもだけから成る核家族世帯割合の増加が続いている一方で、三世同居世帯割合は減少が続いています。

【18歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子ども数の推移】



資料：国勢調査

【18歳未満の子どものいる世帯における家族形態の推移】



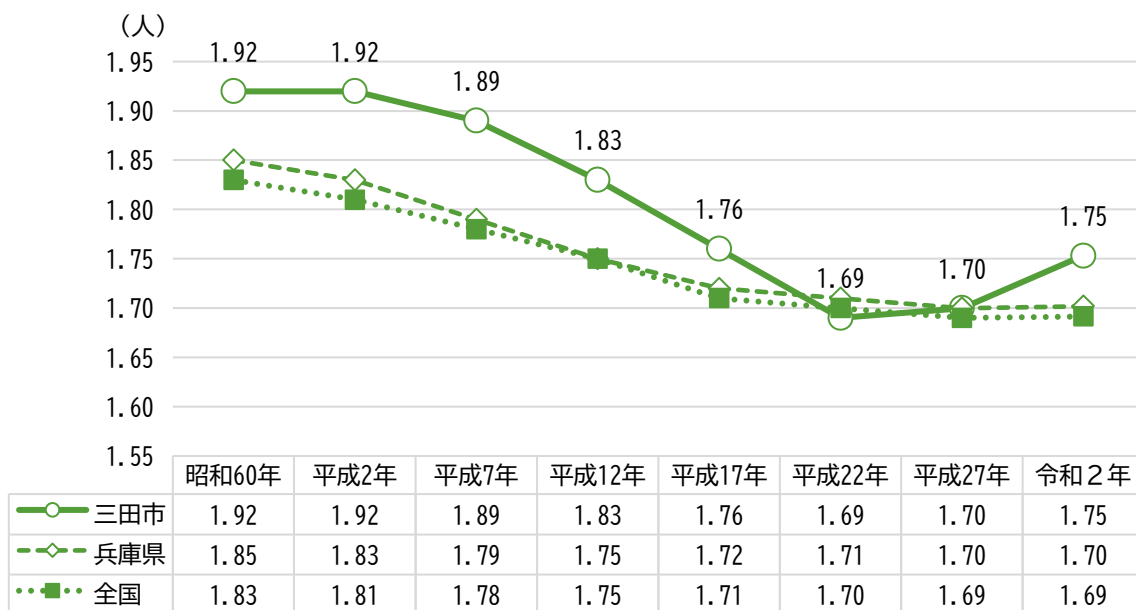
資料：国勢調査

②子どものいる世帯における平均子ども数の推移

18歳未満の子どもがいる世帯における平均子ども数については平成22年に1.69人まで減少したもののその後増加傾向がみられ、令和2年には1.75人となっています。平成22、27年以外は全国・兵庫県を上回っての推移が続いています。

令和2年時点で比較すると、全国・兵庫県以外に阪神北圏域の他市を上回っている結果となっています。

【18歳未満の子どもがいる世帯における平均子ども数の推移】



(人)

	三田市	兵庫県	全国	伊丹市	宝塚市	川西市
令和2年	1.75	1.70	1.69	1.68	1.66	1.70

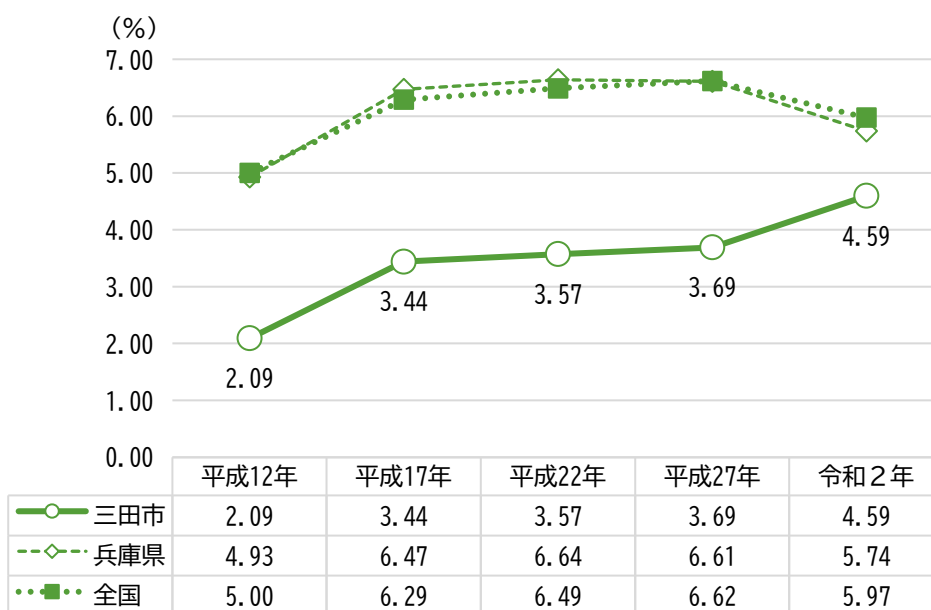
資料：国勢調査

③ひとり親世帯割合の推移

18歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、全国・兵庫県を下回って推移しているものの、年々増加がみられ令和2年は4.59%となっています。

令和2年時点で比較すると、全国・兵庫県よりは下回っているものの、阪神北圏域の市の中では最も高くなっています。

【18歳未満の子のいる世帯に占めるひとり親世帯割合の推移】



(%)

	三田市	兵庫県	全国	伊丹市	宝塚市	川西市
令和2年	4.59	5.74	5.97	4.42	4.20	4.50

資料：国勢調査

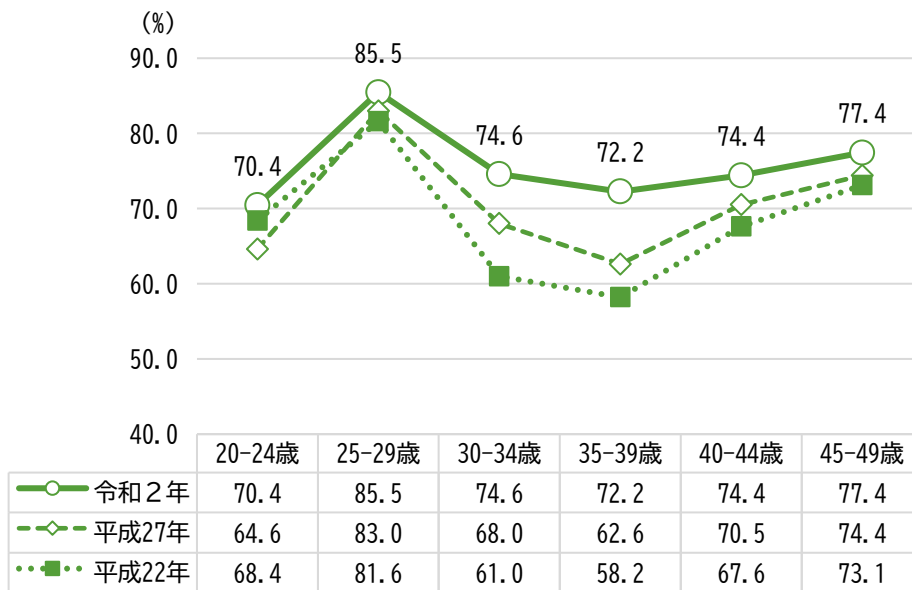
3. 三田市における女性の就労

①女性の年齢別労働力率²の推移・比較

本市の20歳代から40歳代の女性の労働力率は上昇傾向にあり、結婚や妊娠・出産を機に仕事から離れ、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブについても年々谷の部分の部分が浅くなってきています。特に30歳代での労働力率の上昇幅が大きく、平成22年より約14ポイント上昇しています。

一方、令和2年時点で全国・兵庫県と比較すると、30歳代と40歳代で全国・兵庫県を下回っており、特に35歳から44歳で全国より約5ポイント下回っています。一方で、阪神北圏域の他市と比較すると30歳代で本市が最も高くなっています。

【女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査

【女性の労働力率の比較（令和2年）】

(%)

	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
三田市	70.4	85.5	74.6	72.2	74.4	77.4
兵庫県	71.9	85.2	75.9	74.6	77.8	79.6
全国	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0
伊丹市	73.5	82.9	71.1	70.4	74.5	78.2
宝塚市	69.6	86.5	72.7	68.5	71.9	75.2
川西市	71.4	85.2	73.2	71.1	74.6	78.5

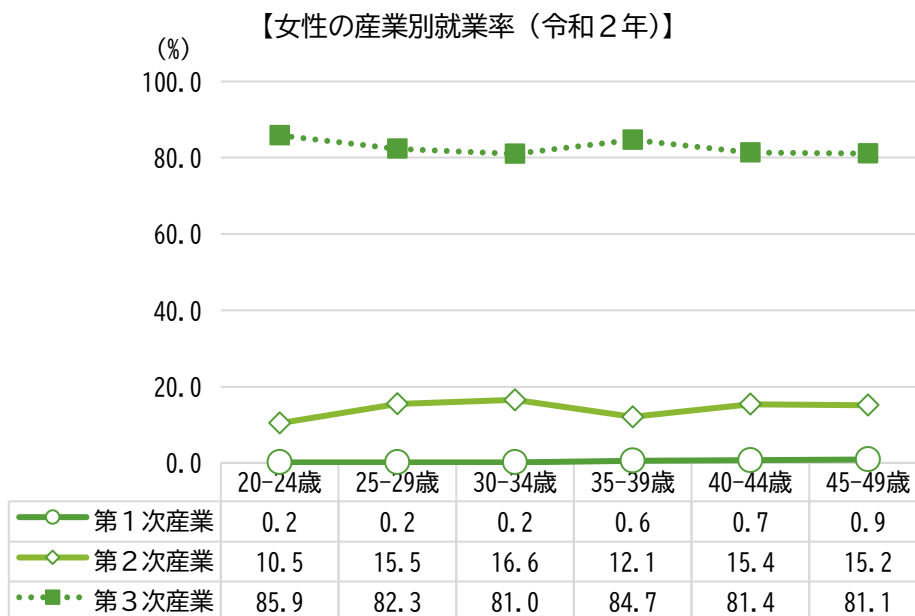
資料：国勢調査

² 労働力率：労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）が生産年齢人口（15歳以上の人口）に占める割合。

②女性の産業別就業率

本市の女性の就業率を産業別にみると、全ての年代で第3次産業就業率が8割を超えています。

全国・兵庫県と比較して大きな差は見られませんが、阪神北圏域の他市と比較すると、宝塚市や川西市に比べ第2次産業がやや高くなっている一方で、第3次産業がやや低くなっています。



資料：国勢調査

【女性の産業別就業率の比較（令和2年）】

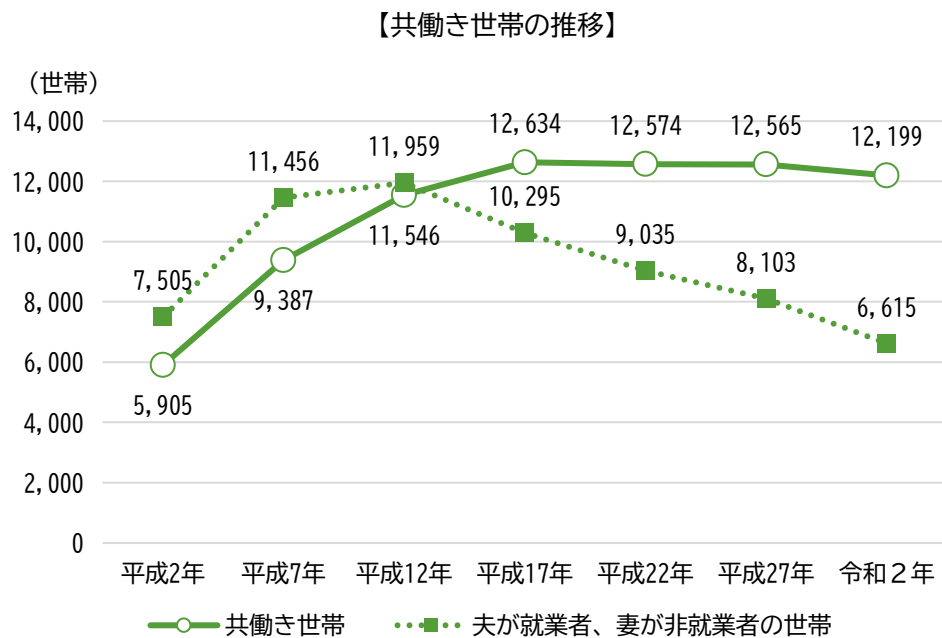
(%)

		20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
三田市	第1次産業	0.2	0.2	0.2	0.6	0.7	0.9
	第2次産業	10.5	15.5	16.6	12.1	15.4	15.2
	第3次産業	85.9	82.3	81.0	84.7	81.4	81.1
兵庫県	第1次産業	0.3	0.3	0.4	0.6	0.6	0.5
	第2次産業	11.1	14.0	14.8	15.0	15.6	16.2
	第3次産業	84.1	82.5	81.8	81.6	81.1	80.6
全国	第1次産業	0.7	0.8	1.1	1.4	1.3	1.3
	第2次産業	11.9	13.1	13.9	14.3	15.0	15.6
	第3次産業	83.6	83.3	82.5	81.9	81.4	80.9
伊丹市	第1次産業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
	第2次産業	7.7	13.3	13.5	12.2	14.4	15.3
	第3次産業	86.5	81.7	81.7	82.6	81.6	79.8
宝塚市	第1次産業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4
	第2次産業	5.9	9.7	11.0	10.2	10.6	11.4
	第3次産業	90.2	87.3	85.8	87.0	86.1	85.9
川西市	第1次産業	0.2	0.0	0.2	0.3	0.3	0.2
	第2次産業	5.1	9.8	9.1	10.5	11.4	11.1
	第3次産業	91.2	87.7	88.4	87.0	86.1	86.2

資料：国勢調査

④共働き世帯の推移

本市の共働き世帯については、平成17年まで増加を続け、以降は12,000世帯台を推移しています。一方で、夫が就業者、妻が非就業者の世帯については、平成12年以降減少が続いており、令和2年には6,615世帯まで減少しています。

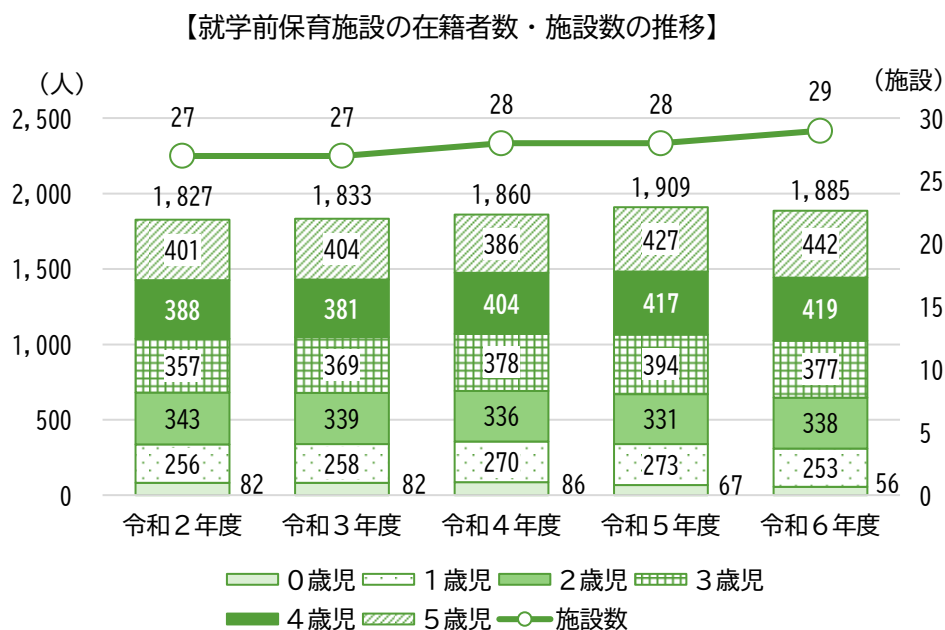


資料：国勢調査

4. 幼稚園・認定こども園・保育所の状況

①就学前保育施設の在籍者数・施設数の推移（各年度4月1日時点）

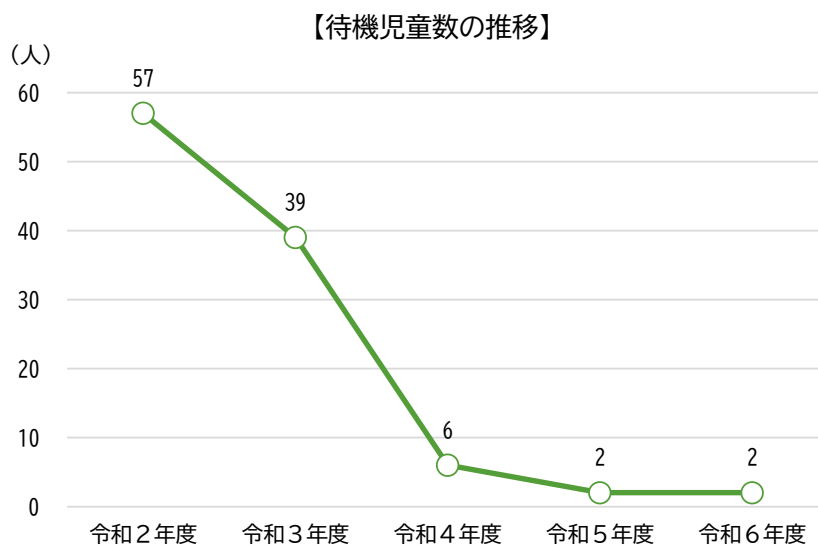
本市の就学前保育施設（保育所／園、認定こども園（保育利用）、小規模保育施設）の在籍者数については令和5年度まで増加傾向にありましたが、令和6年度は1,885人で前年度に比べ24人減少しています。施設数については、令和6年度の市立幼稚園再編により市立認定こども園が1施設開園したため29施設となっています。



資料：三田市 保育振興課

②待機児童数の推移（各年度4月1日時点）

本市の待機児童数については、令和4年度の私立保育園の開園もあり、大きく減少し令和5年度及び令和6年度には2人まで減少しています。

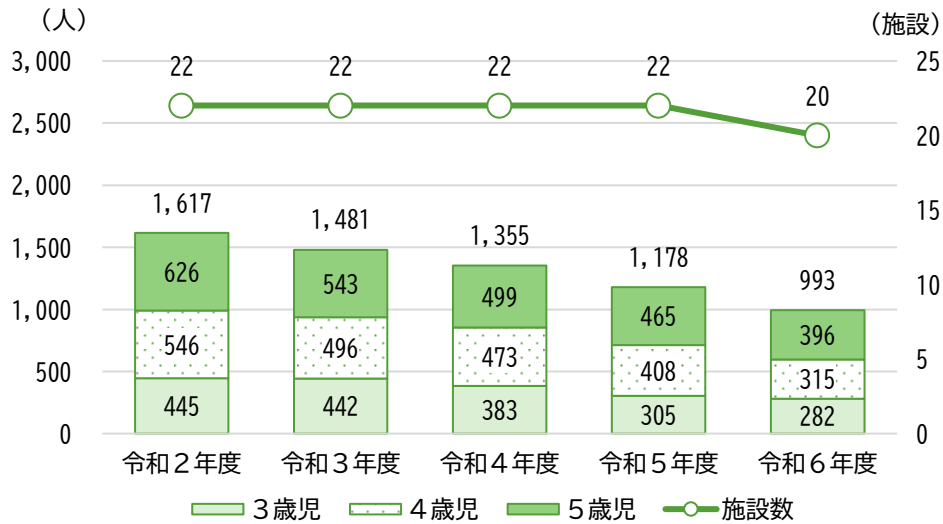


資料：三田市 保育振興課

③就学前教育施設の在籍者数・施設数の推移（各年度4月1日時点）

本市の就学前教育施設（市立幼稚園、認定こども園（教育利用））については、市立幼稚園10施設、認定こども園12施設の計22施設で推移していましたが、令和6年3月末に市立幼稚園再編による市立認定こども園1施設を開園し、市立幼稚園3施設が閉園したことにより現在は20施設となっています。在籍者数については年々減少しており、1,000人を切っています。

【就学前教育施設の在籍者数・施設数の推移】

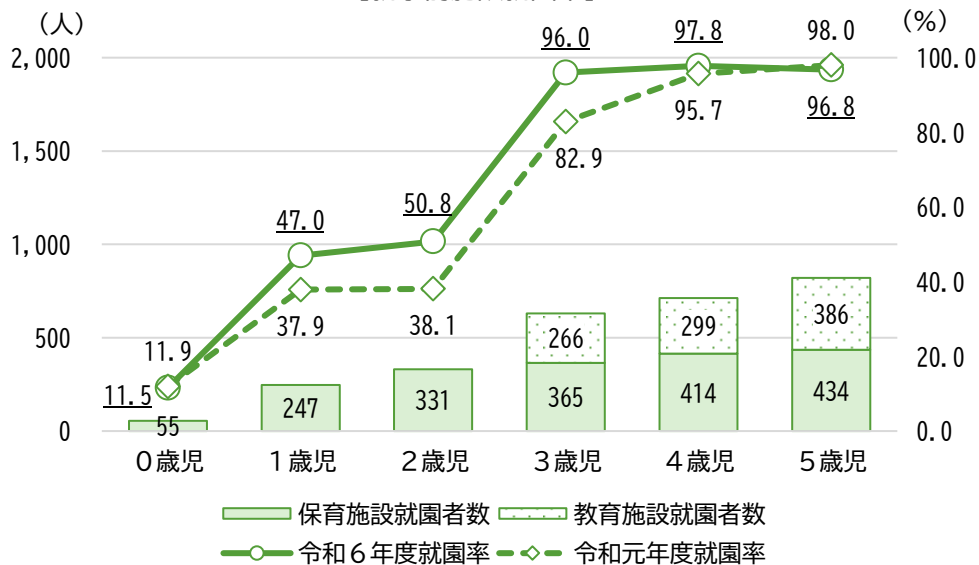


資料：三田市 保育振興課

④就学前施設就園率（各年度4月1日時点）

本市の就学前児童の就学前保育・教育施設への令和6年度の就園状況については、就園率は1歳児・2歳児で50%前後、3歳児以降は90%台となっています。令和元年度と比較すると、2歳児・3歳児で就園率が10ポイント以上上昇しています。

【就学前施設就園率】



資料：三田市 保育振興課

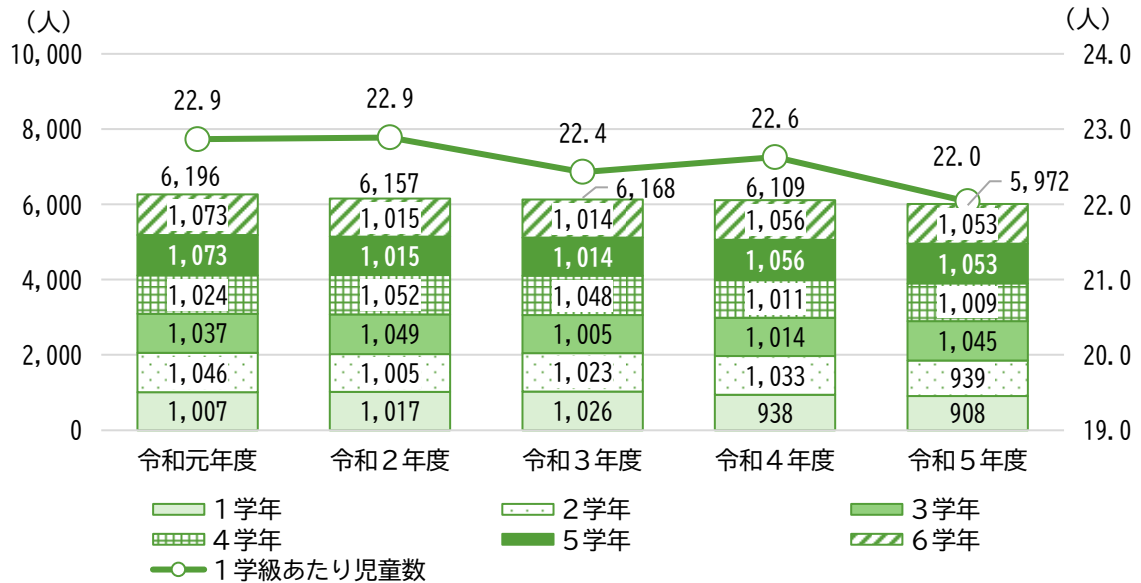
5. 小学校・中学校の状況

①市立小学校児童数の推移（各年度5月1日時点）

本市の市立小学校における児童数は、令和4年度までは6,100人台で推移していましたが、令和5年度は前年度から137人減り、5,972人となっています。令和元年度と比較すると、特に2学年での減少幅が大きく107人の減少となっています。

1学級あたりの児童数は22人台を推移しており、令和5年度には22.0人となっています。

【市立小学校児童数の推移】



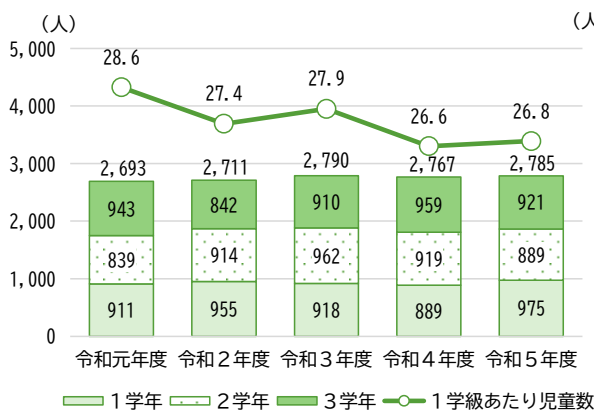
資料：三田市統計書 令和5年度版

②市立／私立中学校生徒数の推移（各年度5月1日時点）

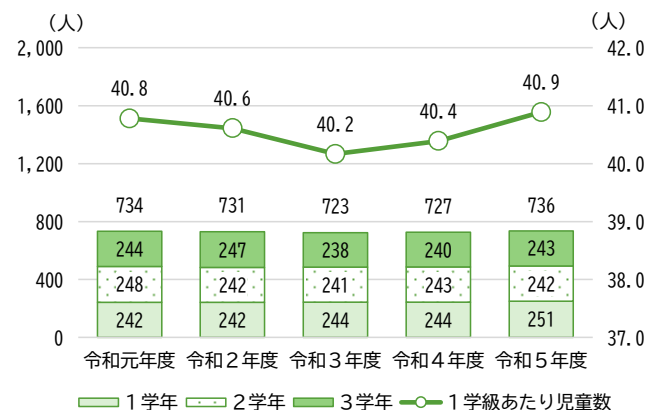
本市の市立中学校における生徒数は2,700人台で推移しており、令和5年度は2,785人となっています。ここ4年間の1学級あたりの生徒数は27人前後で推移しています。

私立中学校における生徒数は730人前後で推移し、令和5年度は736人となっています。1学級あたりの生徒数は40人程度で推移しています。

【市立中学校の生徒数の推移】



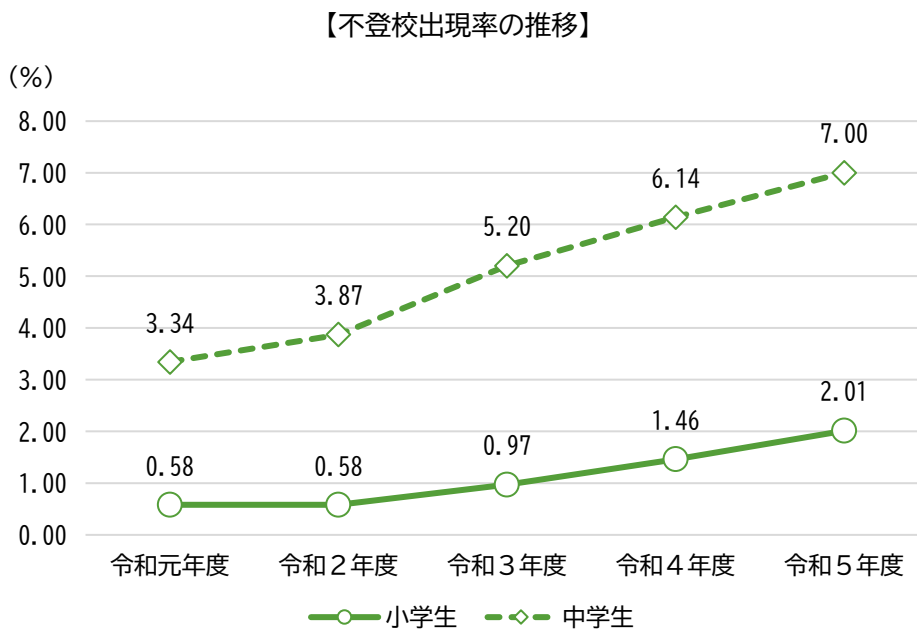
【私立中学校の生徒数の推移】



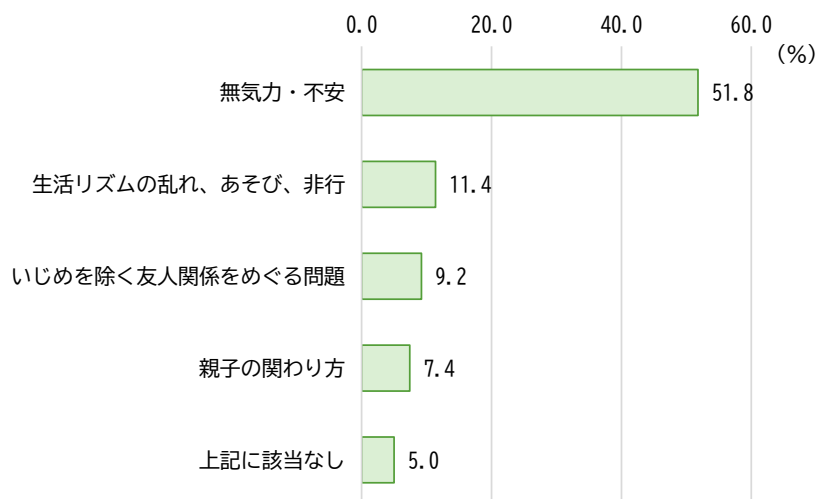
資料：三田市統計書 令和5年度版

③不登校出現率の推移

本市の不登校出現率については、小学生・中学生ともに年々上昇しており、令和5年度では、小学生で2.01%、中学生で7.00%となっています。特に中学生では令和元年度から令和5年度で3.66ポイントの上昇となっています。



【参考：不登校の要因（小・中学校）】

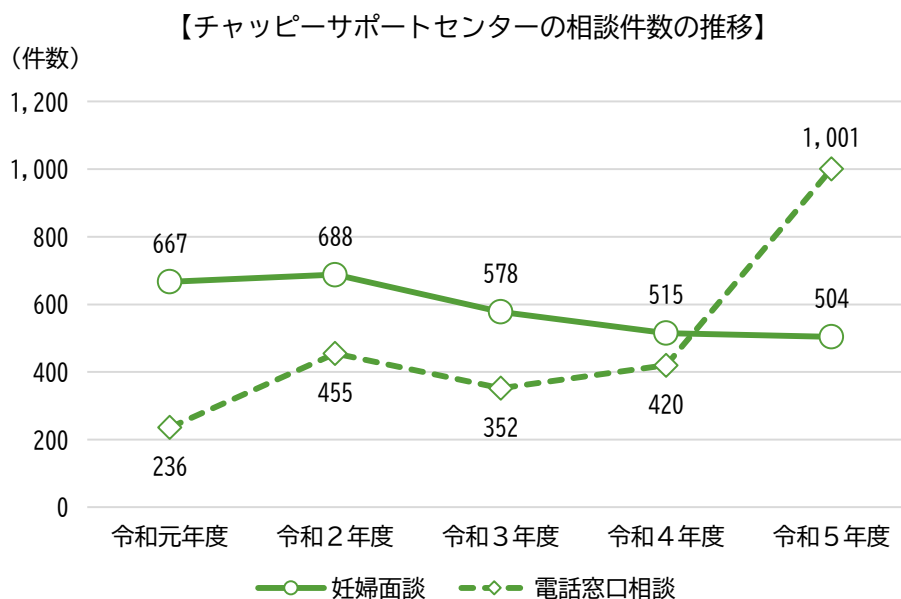


資料：文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

6. 各種支援・相談の状況

①チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）の相談件数の推移

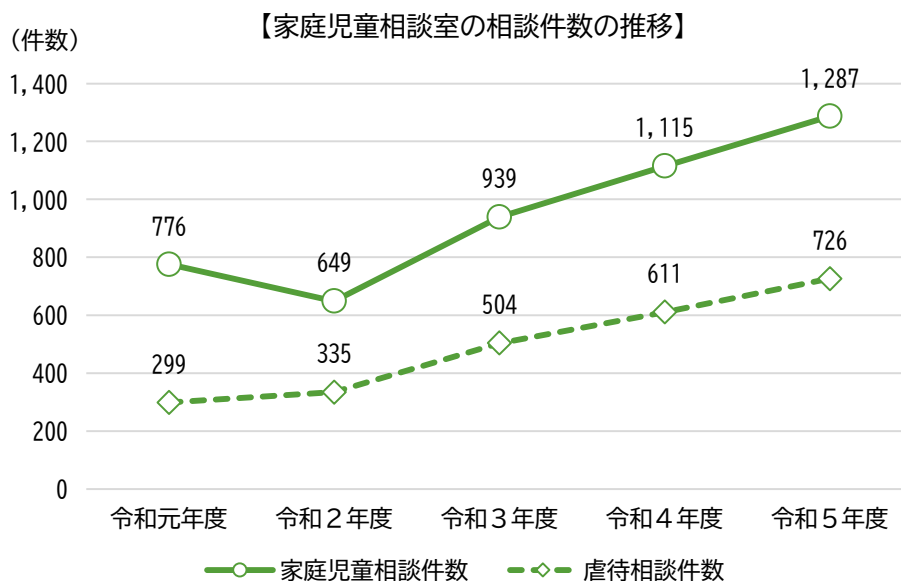
チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）における相談件数をみると、妊婦面談については令和2年度以降減少傾向がみられるものの、電話相談は、令和5年度は1,001件と前年度から倍増しています。



資料：三田市 子ども政策課

②家庭児童相談室の相談件数の推移

家庭児童相談室の相談件数の推移をみると、家庭児童相談件数、虐待相談件数ともに令和2年度から増加傾向にあり、令和5年度は家庭児童相談件数が1,287件、虐待相談件数が726件と最も高い数値となっています。



資料：三田市 子ども家庭課

7. アンケート調査結果でみる子ども・若者・子育て世帯の状況

(1) 調査対象及び調査方法

■調査対象

		配布数	有効回収数	有効回収率
保護者調査	就学前児童保護者	1,500	895 (435)	59.7% (29.0%)
	小学生保護者	1,000	564 (300)	56.4% (30.0%)
中高生・若者	中学2年生・高校2年生	1,067	1,041	97.6%
	若者(18~39歳)	1,000	295 (160)	29.5% (16.0%)

※ () はWEB回答の数値であり内数である。中学生・高校生調査は、WEB調査未実施。

■調査方法

- ・ 保護者調査：アンケート用紙による郵送回答又はWEB回答
- ・ 中学2年生・高校2年生：アンケート用紙による学校配布・回収
- ・ 若者(18~39歳)：アンケート用紙による郵送回答又はWEB回答

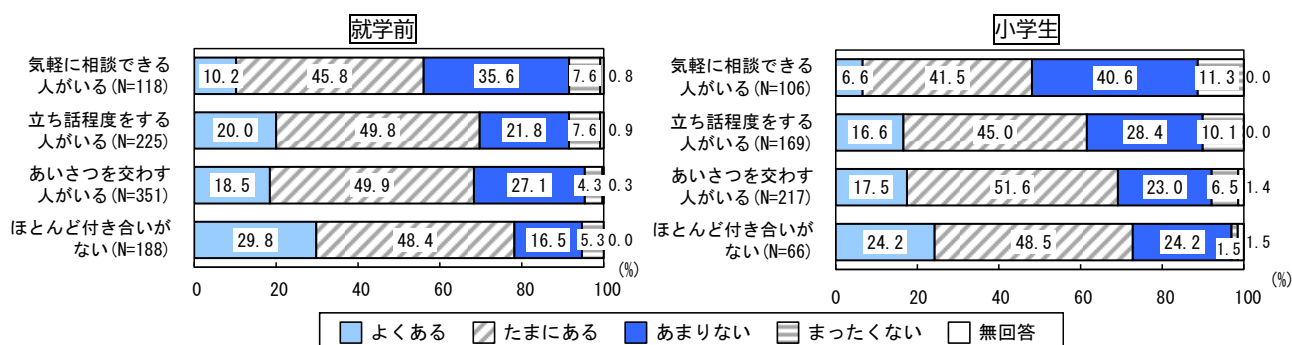
(2) 保護者調査の結果(就学前・小学生)

①子育てをする上で感じている気持ち

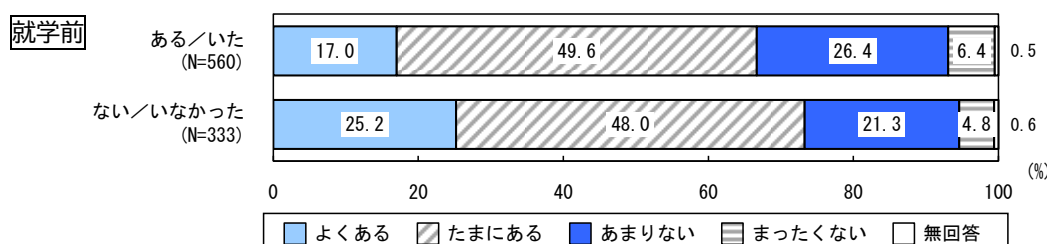
- 就学前・小学生のいずれも、近所との付き合いが希薄な人ほど、子育てに負担を感じている割合が高くなる傾向があります。
- はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんのお世話経験がなかったり、身近に子育てをしている親族や友人がいなかった人の方が、子育てに負担を感じている割合が高くなる傾向があります。

■子育ては大変で、負担を感じる

《近所の人とお付き合いの程度別 子育てに負担を感じているか》



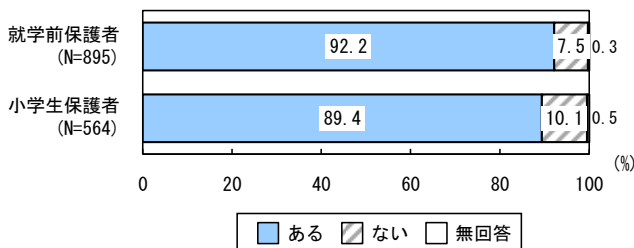
《赤ちゃんのお世話経験・子育てしている身近な親族や友人の有無別 子育てに負担を感じているか》



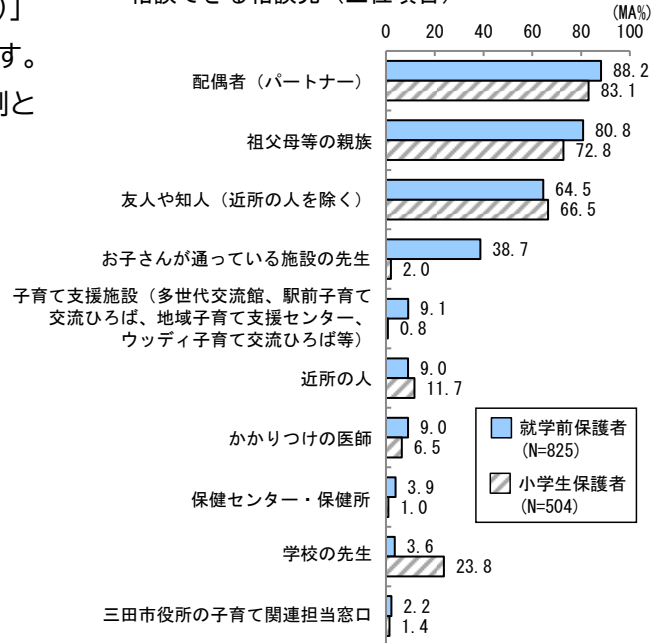
②相談の状況

- 気軽に相談できる人や場所の有無については、気軽に相談できる人や場所が「ない」は、就学前 7.5%、小学生 10.1%となっています。
- 気軽に相談できる人や場所がある人の相談先は、就学前・小学生のいずれも「配偶者（パートナー）」「祖父母等の親族」が約8割と多くなっています。次いで、「友人や知人（近所の人を除く）」が6割となっています。

■気軽に相談できる人や場所の有無



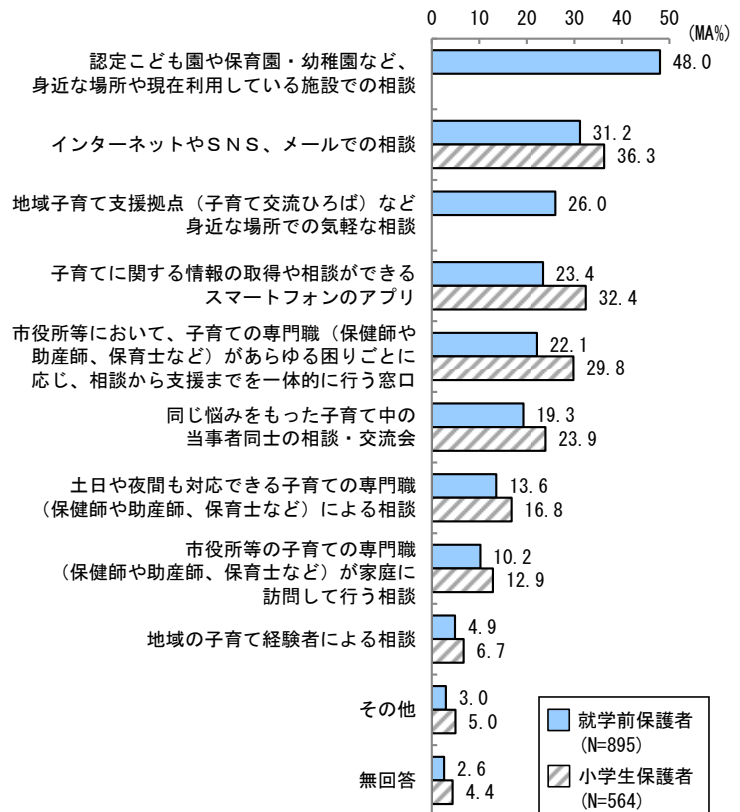
■子育て（教育を含む）をするうえで気軽に相談できる相談先（上位項目）



③子育てに関する困りごとに具体的に対応するために相談しやすい相談先

- 子育てに関する困りごとに具体的に対応するために相談しやすい相談先については、就学前で「認定こども園や保育園・幼稚園など、身近な場所や現在利用している施設での相談」が 48.0%、小学生で「インターネットや SNS、メールでの相談」が 36.3% と最も多くなっています。次いで、就学前で「インターネットや SNS、メールでの相談」が 31.2%、小学生で「子育てに関する情報の取得や相談ができるスマートフォンのアプリ」が 32.4%となっています。

■相談しやすい相談先

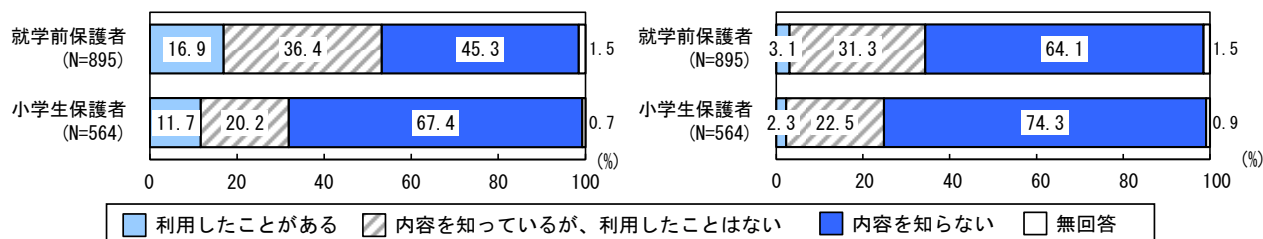


④チャッピーサポートセンター・家庭児童相談室の利用（認知）状況

- 「チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）」を「利用したことがある」という回答が就学前16.9%、小学生11.7%となっており、「内容を知らない」が就学前45.3%、小学生67.4%となっています。
- 家庭児童相談室を「利用したことがある」という回答は就学前3.1%、小学生2.3%となっています。「内容を知らない」が就学前64.1%、小学生74.3%となっています。

■チャッピーサポートセンターの利用（認知）状況

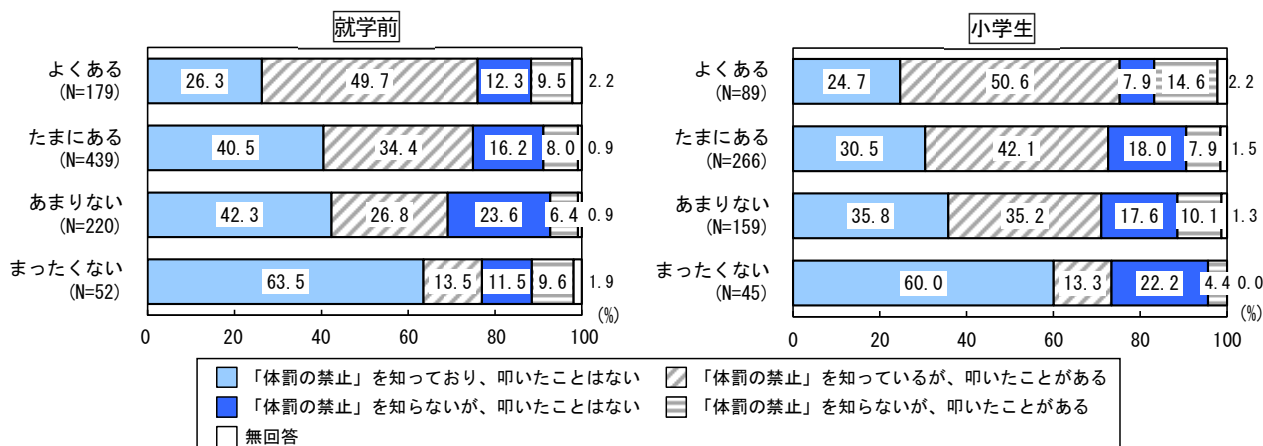
■家庭児童相談室の利用状況



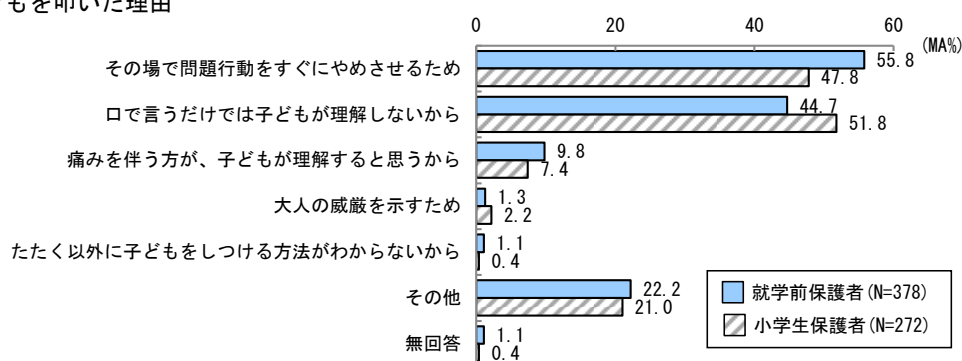
⑤体罰

- 就学前・小学生のいずれも、子育ての負担感が大きい人ほど、「体罰の禁止を知っているが、叩いたことがある」の割合が高い傾向にあります。
- 子どもを叩いた理由は、就学前では「その場で問題行動をすぐにやめさせるため」、小学生では「口で言うだけでは子どもが理解しないから」が過半数を占め、最も多くなっています。

■子どもを叩いた経験 《子育ての負担感別 子どもを叩いたことがあるか》



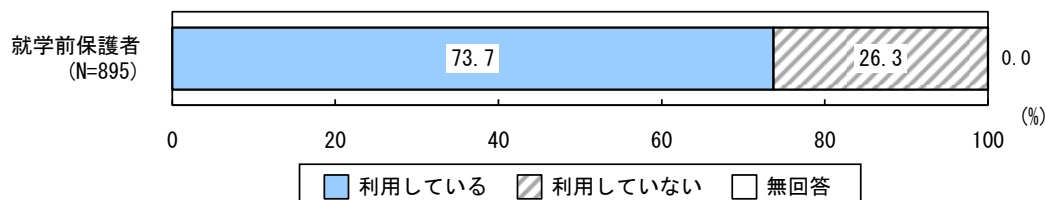
■子どもを叩いた理由



⑥定期的な教育・保育事業・施設の利用

●就学前保護者のうち 73.7%が「定期的な教育・保育事業」を利用していると回答しています。

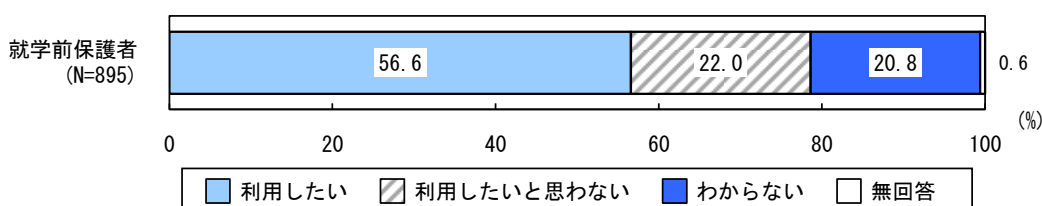
■「定期的な教育・保育事業」を利用状況



⑦就学前児童の放課後児童クラブの利用意向

●放課後児童クラブを就学前保護者の過半数が「利用したい」と回答しています。

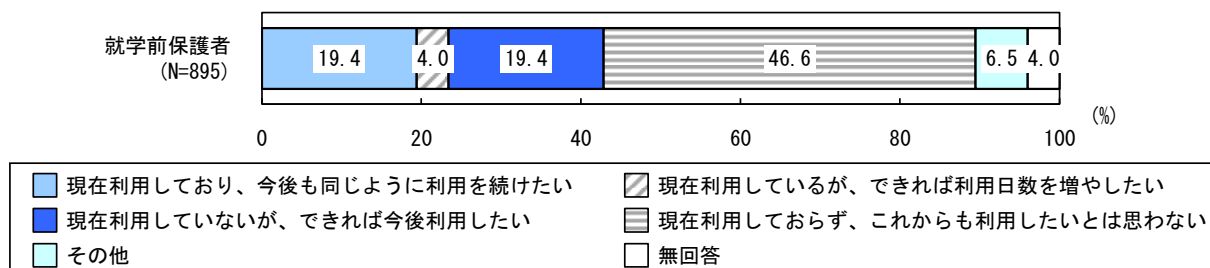
■放課後児童クラブの利用希望



⑧「地域子育て支援拠点事業」(子育て交流ひろば)の利用状況

●「地域子育て支援拠点事業」(子育て交流ひろば)について、「現在利用しており、今後も同じように利用を続けたい」「現在利用しているが、できれば利用日数を増やしたい」「現在利用していないが、できれば今後利用したい」を合わせた『利用意向あり』と回答した人は、42.8%となっています。

■「地域子育て支援拠点事業」(子育て交流ひろば)の利用状況



⑨産後の支援の利用希望日数

- 産後の支援の利用希望日数については、いずれの事業も「0日」が3割を占め最も多くなっています。次いで、産後ヘルパー（家事・育児支援）では「6～10日」、産後ケア（宿泊型・日帰り型・訪問型）では「1～5日」が2割前後を占めています。また、産後ヘルパー（家事・育児支援）で「21～30日」も多くなっています。

■産後の支援の利用希望日数

(%)

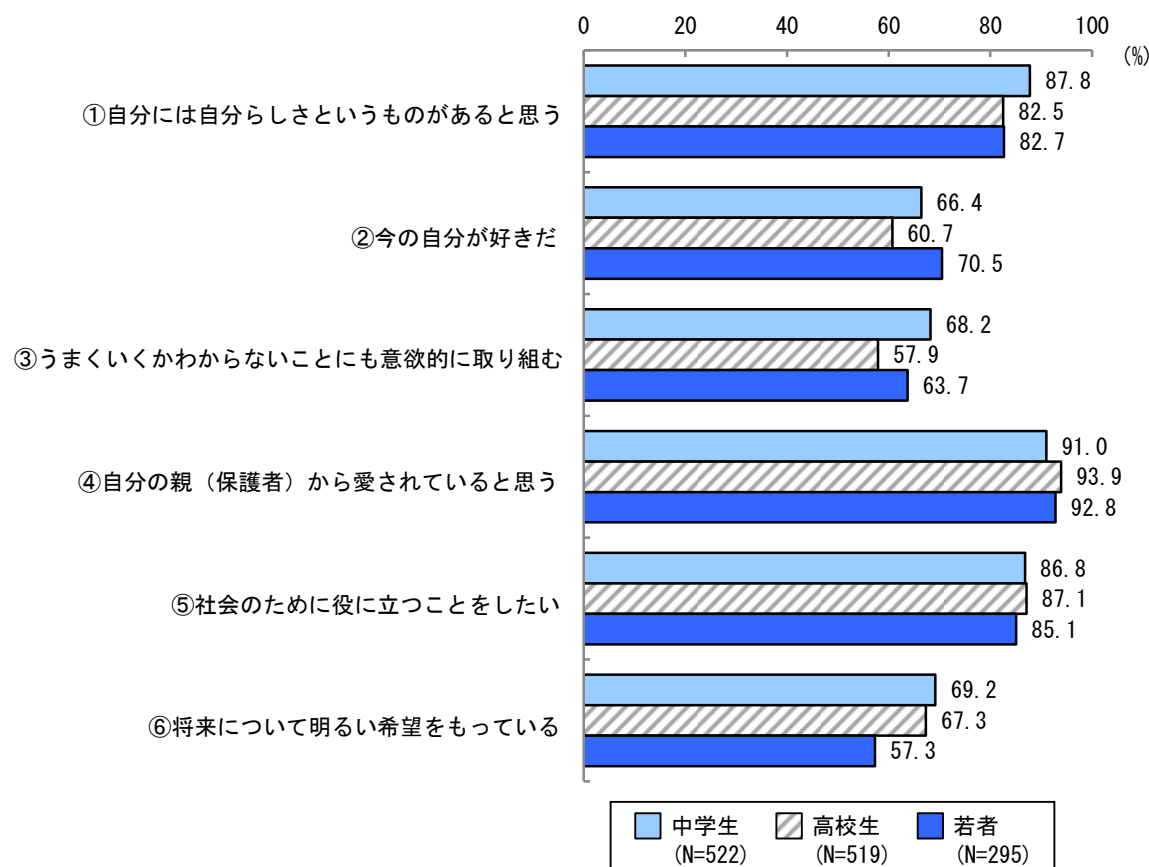
事業	回答者数	0日	1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	31日以上	無回答	利用希望率 (1日以上割合の合計)
産後ヘルパー (家事・育児支援)	895	33.6	8.3	17.0	6.5	2.8	16.2	5.9	9.7	56.7
産後ケア(宿泊型)	895	34.7	20.9	17.7	2.6	0.3	2.5	0.8	20.6	44.8
産後ケア(日帰り型)	895	32.4	20.1	15.2	2.9	1.2	3.7	1.8	22.7	44.9
産後ケア(訪問型)	895	30.5	23.0	15.8	1.7	1.1	5.1	2.7	20.1	49.4

(3) 中学生・高校生および若者調査の結果

①自己肯定感

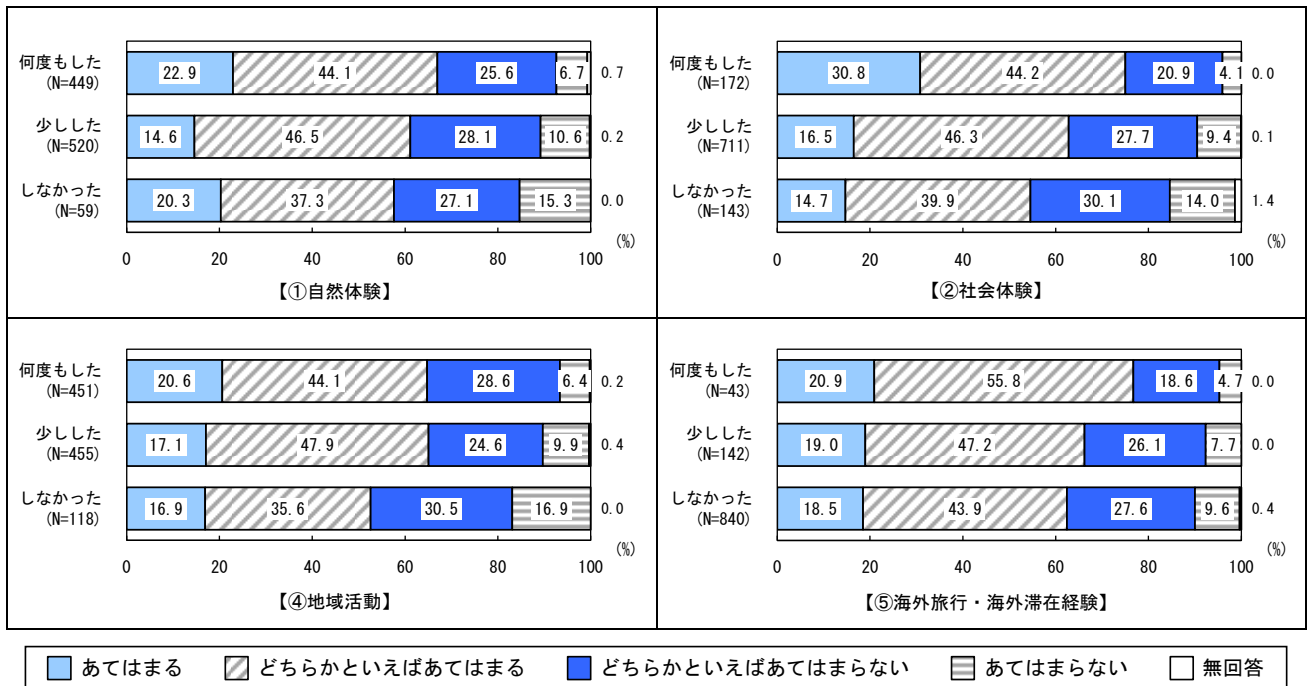
- 自己肯定感等の自己意識についてみると、「④自分の親（保護者）から愛されていると思う」が中高生・若者とも9割を占め最も多く、次いで「①自分には自分らしさというものがあると思う」「⑤社会のために役立つことをしたい」が中高生・若者とも8割を占めています。
- 体験活動（自然体験、社会体験、文化体験、地域活動、海外旅行・海外滞在経験）について、体験活動の頻度が高いほど、自己肯定感等も概ね高くなる傾向にあり、体験活動の経験別でみると、特に社会体験において強く傾向が出ています。

■自己肯定感

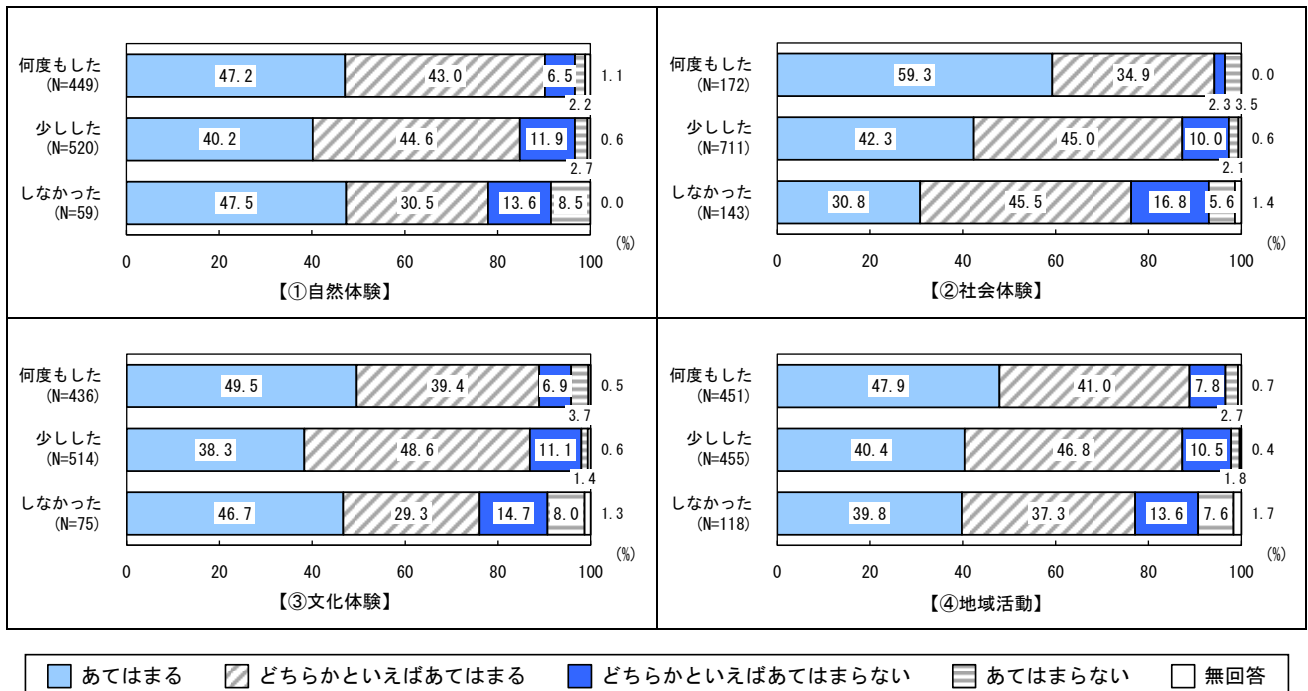


《体験活動の経験別》

②今の自分が好きだ



⑤社会のために役に立つことをしたい



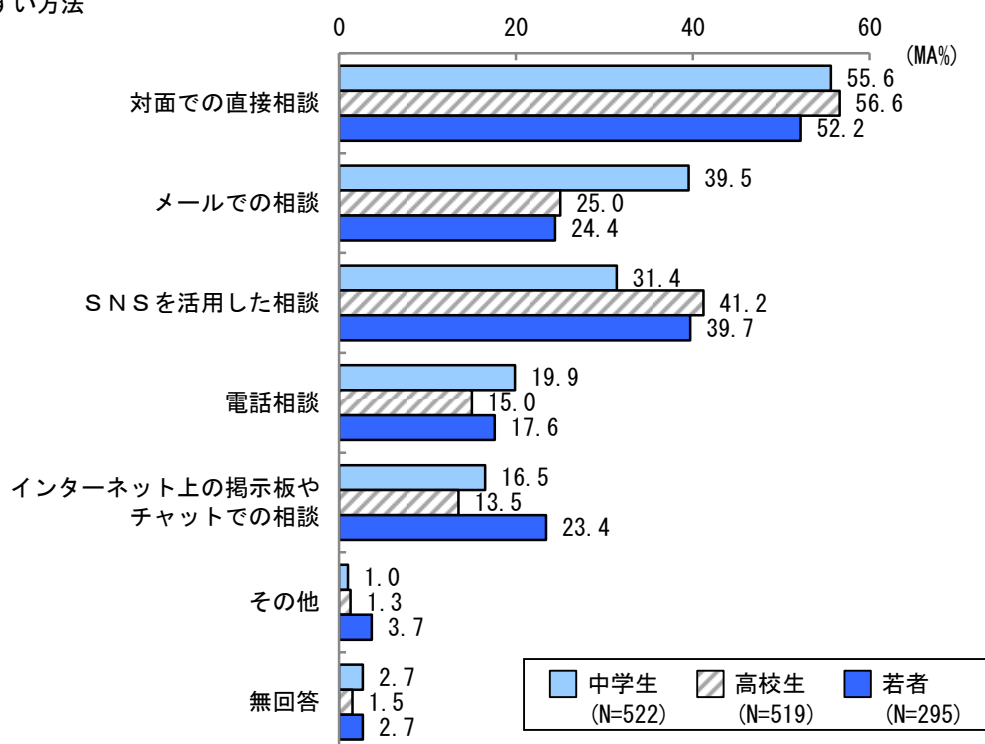
②悩みや相談について

- 今悩んでいることの第1位は、中高生は「勉強や成績のこと」、若者は「お金のこと」となっています。次いで、中高生・若者いずれも「将来のこと（進学や就職など）」で、以下、中高生は「自分の容姿（顔や体格のこと）」や「無力感・やる気がでないこと」が、若者は「仕事や職場のこと」や「体や健康のこと」が続いています。
- 相談しやすい方法は、中高生・若者いずれも「対面での直接相談」が最も多く、次いで、中学生は「メールでの相談」、高校生・若者は「SNSを活用した相談」が多くなっています。また、若者では「インターネット上の掲示板やチャットでの相談」が、中高生と比べて多くなっています。

■悩んでいること（上位5項目）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
中学生 (N=522)	勉強や成績のこと 72.2	将来のこと（進学や就職など） 60.0	自分の容姿（顔や体格のこと） 27.8	無力感・やる気がでないこと 23.6	部活動のこと 23.0
高校生 (N=519)	勉強や成績のこと 72.3	将来のこと（進学や就職など） 68.8	自分の容姿（顔や体格のこと） 25.8	無力感・やる気がでないこと 22.9	お金のこと 21.0
若者 (N=295)	お金のこと 53.9	将来のこと（進学や就職など） 50.8	仕事や職場のこと 37.6	体や健康のこと 31.9	家族のこと 25.4

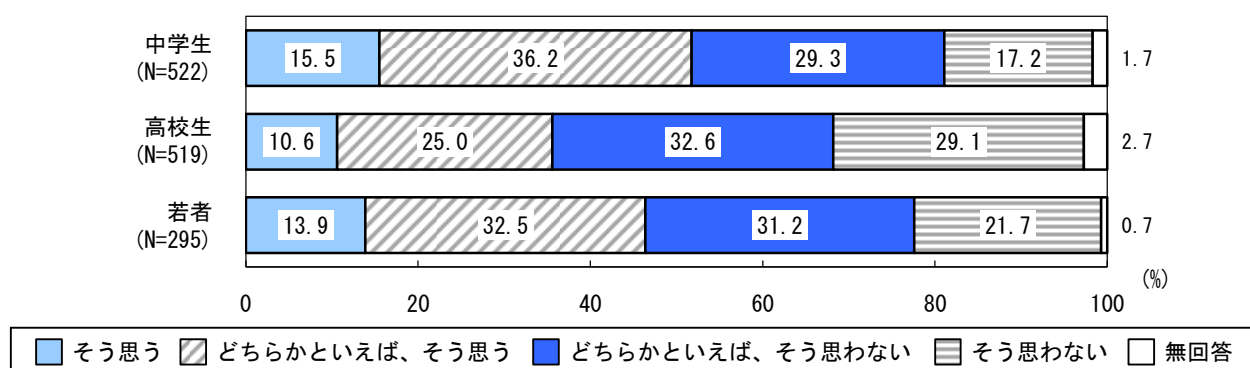
■相談しやすい方法



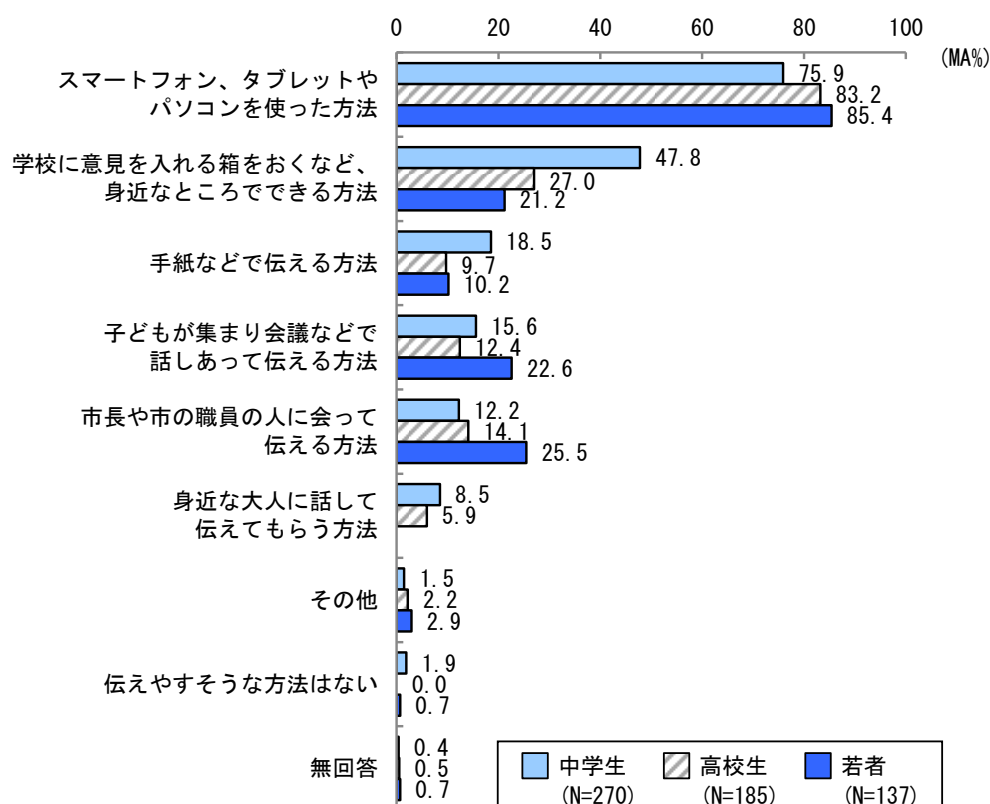
③意見表明の機会への参画意向

- 「市へ意見を伝えたり、意見の実現に向けて一緒に取り組む機会に参画したいか」について、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた参画したい割合は、中学生が 51.7%、高校生が 35.6%、若者が 46.4%となっています。
- 自分の希望や思いを市に伝えやすい方法・手段は、中高生・若者いずれも「スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法」が7～8割台となっています。次いで、中高生では「学校に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法」、若者では「市長や市の職員の人によって伝える方法」「子どもが集まり会議などで話し合っ伝える方法」となっています。

■意見表明の機会への参画意向



■自分の希望や思いを市に伝えやすい方法・手段



※中学生・高校生と若者で選択肢の数および一部内容が異なります。

(4) 関係機関・団体支援調査、ワークショップ、オンライン意見箱の意見

- 本計画を策定するにあたり、アンケート調査を補完する事業として、子育て支援に関わる団体・個人等へのアンケート調査や、中高生や18歳以上を対象としたワークショップ、オンライン意見箱による意見募集を実施しました。主な意見等は、下記のとおりです。

<主な意見(抜粋)> 【支】支援者・関係団体調査 【W】ワークショップ 【オ】オンライン意見箱

子育て家庭の孤立防止 身近な相談場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・【支】頼ることが苦手な親が増えているため、相談先は複数必要。 ・【支】親子で気軽に集える繋がりやリフレッシュできる場が必要である。 ・【支】ひとり親家庭など、日常生活に追われ、社会との繋がりが希薄な子育て家庭を、地域社会から孤立させないことが重要。「助けて」と言いやすい安心できる居場所づくりや相談支援体制の構築が必要。
子どもの体験活動	<ul style="list-style-type: none"> ・【支】子どもの育ちには、より多くの人との関わりや、様々なチャレンジができる環境が大切。子どもの不安や悩みは多様化する一方、コロナ禍の影響も大きく、体験の不足によるソーシャルスキルの未熟さが多く見受けられる。
保幼小中の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・【支】保幼小中連携の一層の充実を目指し、現場スタッフの共通理解・認識を深めていく必要がある。
不登校について	<ul style="list-style-type: none"> ・【支】不登校について、多様性の観点から様々なアプローチや選択肢があることへの理解が進んできた。だからこそ、選択肢となる居場所を増やし、互いの理解が進むことが望ましい。 ・【支】保護者支援に力を入れてほしい。保護者が、学校復帰以外の選択肢や、昔とは違う価値観を持っている事について理解してほしい。
子どもの権利	<ul style="list-style-type: none"> ・【支】子どもの権利擁護は、あらゆる機会を通じた広報啓発活動が必要。
子どもの意見表明の機 会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・【W】子どもが意見を言いやすくするには、「間違っても大丈夫」と思える場づくりや、周りの温かい反応が大事。 ・【W】子どもに言いかせていることを、大人が守れていないことが多い。まずは大人が、行動に責任感を持ち、ルールを守ってほしい。 ・【オ】子ども・若者が参加する会議で、大人が対話を大切に示す姿勢を示すことが大切。
関係機関等の横の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・【支】市内で、官民を問わず、子どもに関わる支援者が集い、子ども支援の課題や取り組みについて情報交換や議論できる場があれば良い。
三田の子どもや若者の ために、自分ができるこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・【オ】毎日、笑顔で前向きに生活する・働く姿を見せたい。 ・【オ】子どもに対して恥ずかしくない行動・発言を心掛けたい。
地域づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・【支】子どもは、環境に影響されながら育つ。昔と違い、家族以外との関わりが疎遠になってきている中、子どもが出会う大人たちからたくさん愛情を注いでもらえるような地域社会であってほしい。

8. 三田市を取り巻く現状を踏まえた策定の視点

◆統計データからみた課題◆

- ・子ども数の減少は、今後も続く見通しであり、その動向に注視が必要です。
- ・就労する女性はさらに増加傾向にあり、ひとり親世帯割合も年々増加傾向にあります。
- ・家庭児童相談室の相談件数は、令和2年度以降、増加傾向にあります。

◆各種調査等からみた課題◆

- ・共働きが進む一方、人間関係や地域とのつながりが希薄化している傾向があり、子育て家庭の孤立が懸念されます。
- ・「体罰の禁止」を認識しているかに関わらず、子どもを叩いたことがある保護者が約4～5割となっており、体罰の禁止への理解促進が求められます。
- ・安心できる居場所の数が多いほど、生活満足度が高くなる傾向があり、安心できる居場所や人となることが大切さがうかがえます。
- ・体験活動の頻度が高いほど、自己肯定感等も概ね高くなる傾向があり、子どもの成長過程における体験活動の大切さがうかがえます。
- ・中高生・若者からは、意見を伝えやすい場づくりや、意見を伝える多様な方法が求められていることがうかがえます。
- ・子育て観について、保護者は負担を感じつつも子育てを楽しめているのに対し、中高生の多くが子育てに対して「大変そう」というイメージを抱いていることがうかがえます。



◆計画の新たな視点◆

- ◆「こども基本法」及び「こども大綱」の趣旨を踏まえ、全ての子ども・若者の生涯にわたる幸せ(ウェルビーイング)の向上を図るため、子ども・若者が権利主体であることの理解を促進し(重点施策3)、子ども・若者の権利を尊重しながら施策を推進します。
- ◆子どもの誕生前から子育て期まで切れ目なく子育て家庭を支える相談支援(重点施策1)と児童虐待の未然防止を強化し(重点施策4)、子育て家庭の孤立を防ぎ、心にゆとりを持って子どもに向き合える環境づくりを進めます。
- ◆子ども・若者が人とつながり、安心して過ごすことができる多様な居場所づくり(重点施策2)に取り組めます。
- ◆多様な体験活動や学びの場の充実を図り(重点施策3)、子ども・若者の自己肯定感等の向上や、健やかな成長を支えます。
- ◆子ども・若者の意見表明の機会確保を図り(重点施策3)、意見を施策やまちづくりに活かすとともに、子ども・若者の自己有用感やまちづくりへの参画意欲等の向上につなげます。
- ◆地域における子ども・若者の育ちや家庭を支える環境づくり(重点施策5)に努めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす将来像（基本理念）

め
ざ
す
将
来
像

(基本理念)

すべての子ども・若者の幸せと輝く未来を育むまち さんだ
～ 子ども・若者の権利を守り、「こどもまんなか社会」をめざして～

本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども・若者の権利を尊重し、全ての子ども・若者の幸せや健やかな成長を応援するとともに、これから子育てをする人や子育て家庭が、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを推進するため、『すべての子ども・若者の幸せと輝く未来を育むまち さんだ ～子ども・若者の権利を守り、「こどもまんなか社会」をめざして～』を、めざすべき将来像（基本理念）として設定します。

2. 基本目標

本計画では、めざす将来像（基本理念）を具現化するための施策の柱として、次の3つの基本目標を掲げ、子ども・若者と子育て家庭に関する施策を推進します。

基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援 【ライフステージ別事項】

子ども・若者、子育て支援に関する施策は、妊娠・出産期から青年期に至るまでのライフステージにわたります。子ども・若者の年齢及び発達に応じて「妊娠・出産期、就学前期」「学童・思春期」「青年期」の3つのステージに分け、それぞれの段階ごとに取り組むべき施策を定め、切れ目ない支援を行います。

《妊娠・出産期、就学前期》

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、就学前児の就学前教育・保育をはじめ、健やかな成長の基礎づくりに取り組み、小学校教育への円滑な接続を図ります。

《学童・思春期》

児童・生徒の心身の健康に取り組むとともに、児童・生徒が安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組み、生きる力や豊かな感性を育む環境づくりを進めます。いじめや不登校などに直面した児童・生徒に対して、それぞれの児童・生徒の状況に合わせた適切な相談支援や問題解決に取り組めます。

《青年期》

子ども・若者が社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう、多様な地域人材や多世代交流の機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、若者の就労や結婚を希望する人の出会いの場の創出等を支援します。

基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援 【ライフステージを通じた事項】

子ども・若者と子育て家庭に関する、ライフステージ全体を通して取り組むべき施策を推進するとともに、子ども・若者に保障されている権利について、全ての市民が理解を深めることができるよう取り組みます。また、子ども・若者が、多くの人と関わりながら自己肯定感をもって成長できるよう、体験機会の充実を図るとともに、多様な意見やアイデアを表明する機会を積極的に提供し、子ども・若者のまちづくりへの参画を推進します。

児童虐待について、地域や関係機関との連携を一層強化し、未然防止・早期発見と迅速な対応に努めます。また、子ども・若者と家庭の様々な状況に応じた支援に取り組み、安心して成長できる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり

子ども・若者及び子育て家庭を支える地域づくりを推進します。保護者自身が子育てについて学び育つ環境づくりや、地域における助け合い・支え合いの活動の支援に取り組みます。また、地域の中で全ての子育て家庭が支えられるよう、必要な子育て支援に取り組み、安心・安全な生活環境の向上を図ります。